

| |
|------------|
| 生徒指導 部長 |
| |

令和 年 月 日

中京高等学校
校長 和田 尚 様

通信制課程 組 番
生徒氏名 _____
保護者名 _____ 印
担任氏名 _____ 印

アルバイト承認願書

上記の者、下記の通りアルバイトを特別に承認して頂きますよう、お願い申し上げます。

記

| | | |
|----------|-----------------------|------------------------------|
| アルバイト先名 | | |
| アルバイト内容 | | |
| アルバイト先住所 | 〒 | |
| アルバイト先電話 | () - | |
| アルバイト期間 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで | |
| アルバイト時間帯 | | |
| 申請理由 | 本人 | |
| | 保護者 | ※アルバイト期間中、保護者として責任をもって監督します。 |
| | 担任 | |

※生徒指導部長へ提出 決済後、原本は生徒指導関係願い書綴り（通信制）へ綴じる。コピーは担任へ

----- 切り取り -----

令和 年 月 日

アルバイト承認書

通信制課程 _____ 組 _____ 番 (_____) のアルバイトを
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで特別に承認する。
但し、高校生の立場に相応しくない接客業は禁止とする。

中京高等学校
校長 和田 尚 認印

※「承認書」は担任を通じて生徒へ。生徒はアルバイトをする際、常時これを携帯すること。

保護者各位

中京高等学校
校長 和田 尚

アルバイト承認に関わる指導について(確認事項)

標記の件について、下記に示す「多治見地区生徒指導研究会申し合わせ事項」に則り、一定の理由があった場合に生徒のアルバイトを承認致します。

記

- 1 アルバイトの必要性や有用性についての判断は、保護者の責任において行い、また保護者はアルバイトによって生じる問題の一切の責任を負う。
- 2 学校は、保護者の意志・決定を尊重しながらも、生徒の学校生活の継続上に支障があると考えられる場合については、アルバイトの中止や再検討について指導助言するものとする。
- 3 次のアルバイトについては、法律(労働基準法・児童福祉法・風俗営業法・青少年保護育成条例等)の規定に関わる業種のため、禁止となる。
 - ① 深夜に及ぶもの。(労基法61条・午後10時～翌朝午前5時)
 - ② 集金など、金銭の取扱いに関わり、その責任が問われるもの。
 - ③ 酒席に関わる業務、特殊な遊興的接客業(バー・キャバレー・クラブ等)における業務などの風俗営業に属するもの。(風営法第2条・第18条)
 - ④ 危険物の取扱いをはじめ、身体上の危険性や健康を損なう危険性が高いもの。(労基法第62条・63条)
 - ⑤ 人命などの安全管理に関わって、その過失責任を問われるもの。
- 4 アルバイトを承認する場合、その期間は「夏休み」はその期間の3分の1、「冬休み」はその期間の2分の1を目安として、各学校で判断する。
- 5 生徒指導上、その必要性があると認められる場合は、日常的・継続的にアルバイトを行なうことを認める。
 - ① 家庭の経済上の必要がある場合
 - ② 生活規律を正す効果が期待される場合
- 6 教育活動の一環として各学校で実施されるものについては、この限りではない。

以上